

② II 第4 消防機関へ通報する火災報知設備

第4 消防機関へ通報する火災報知設備（令第23条）

4.1 設置を要する防火対象物

(1)

防火対象物 \ 規 模 等	一 般
(1)項・(2)項・(4)項・(5)項イ (6)項イ(4),ハ,ニ・(12)項・(17)項	延べ面積 500㎡以上
(3)項・(5)項ロ・(7)項～(11)項 ・(13)項～(15)項	延べ面積 1,000㎡以上
(6)項イ(1),(2),(3)・ロ・(16の2) 項・(16の3)項	全 部

注1 次の場合は消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことができる。

ア 消防機関へ常時通報することができる電話を設置したとき（※携帯電話は含まれない。H15.9.9 消防予232）。（(5)項イ並びに(6)項イ、ロ及びハを除く。）（令23③）

イ 消防機関から著しく離れた場所（令23①）

ウ (6)項イ(1)及び(2)、(16)項イ、(16の2)項並びに(16の3)項に掲げる防火対象物（(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、消防機関が存する建築物内にあるとき（規則25①(1)）

エ 消防機関からの歩行距離が500m以下の場所（前ウに掲げる防火対象物を除く。）（規則25①(2)）

注2 特定火災通報装置については、消防機関の指導を事前に受けること。

② II 第4 消防機関へ通報する火災報知設備

4.2 消防機関へ通報する火災報知設備の取扱い (H8.2.16 消防予22)

- (1) H8.4.1において現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物で、**4.2表1**に該当する防火対象物については特例を適用し、設置しないことができる。

4.2 表1 (S62.7.14 消防予118) (H8.8.19 消防予164)

	防火対象物	要件
ア	(5)項イ、宿泊室数が10以下のもの (6)項イ(3)・(4)、病床が19以下のもの (6)項ハ、通所施設であるもの(夜間無人)	① 消防機関へ常時通報することができる電話が、防災センター等常時人がいる場所に設置されていること ② 電話の付近に通報内容が明示されていること
イ	ア以外の防火対象物	上記①、②の他 ③ 定期的に通報訓練が行われていること ④ 夜間・休日において、常時複数の勤務員が確保されていること
ウ	ア又はイ以外の防火対象物	既に118号通知に該当する、非常通報装置等が設置されているもの

- (2) H8.4.1以降、令23条第1項の規定に基づき、新たに設置を要することとなる防火対象物のうち、**4.2表1ア**以外の防火対象物には特例を適用しない。

- (3) H27.3.31以前に、令別表第1(6)項イ(1)、(2)に対し適用された特例については廃止とする。(H27.3.27 消防予130)

- (4) 携帯電話の取扱いについては、「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」(R7.3.26 消防予129)のとおりとする。なお、以下の点について留意すること。

ア 防火対象物の所在地が移動体通信事業者※1(MNO)及び仮想移動体通信事業者※2(MVNO)のサービスエリア範囲内であること。

イ 消防法第17条の3の2に規定する検査の際、携帯電話での通報が可能であることの確認方法は実際に通報する必要はなく、電波状況の確認で足りること。

ウ 新築・既存を問わず「特例適用願」の提出は不要とする。

エ 既存の防火対象物において特例携帯電話へ変更する場合は、「防火対象物変更届」に上記ア又はイが確認できる資料を添付のうえ届出すること。

※1 自社の回線網を使用して通信サービスを提供している通信事業者

※2 移動体通信事業者(MNO)から回線網を借り受けて通信サービスを提供している通信事業者